

令和元年度第2回東京都児童相談体制等検討会

<議事要旨>

1 会議概要

- (1) 開催日時 令和2年2月14日(金) 午後3時から午後5時まで
- (2) 開催場所 都庁第二本庁舎 二庁ホール
- (3) 出席者 71名(区市町村及び東京都)

2 議事内容

(1) 今年度の検討結果と来年度の取組事項について

事務局より資料1「検討結果と来年度の取組事項について」に基づき説明

【主な発言等】

- ・ 練馬区の子供家庭支援センター内に都の児童相談所のサテライトオフィスを設置し、児童相談所職員が虐待通告に基づく家庭訪問や面接などに活用するほか、子供家庭支援センターとの個別ケース検討会議開催や虐待相談に係る合同調査の拠点とするなど、連携を強化する共同モデルを実施
- ・ 新宿区の児童相談所開設が、人材の確保・育成の面から当面(最低3年程度)延期になったことに伴い、2021年完成予定の新宿区の一時保護所予定施設を、都の一時保護所として貸付し、職員の人材育成の場としても活用する共同モデルを実施
- ・ 文京区の児童相談所開設が、人材の確保・育成の面から令和4年度後半から令和7年度に変更になった。その間、当検討会で議論されている新たな連携方策にも注視しながら都と連携を強化していく
- ・ 複数の自治体との連携した共同モデルについても今後検討してほしい
- ・ 長期派遣研修の人材を継続して確保することが難しいため、短期実習の取組みに期待している

(2) 要保護児童等に関する情報共有システムの概要について

事務局より資料1「検討結果と来年度の取組事項について」、厚生労働省より資料2「要保護児童等に関する情報共有システムの概要」に基づき説明

【主な発言等】

- ・ 効果あるシステムにするためには、全ての自治体の参加が必須
- ・ システム導入可能な時期は自治体によって異なるため、国庫補助金を来年度以降も継続してほしい
- ・ 財政的に、すぐに参加することが難しい自治体もあることから、参加については数年間の余裕をみてほしい

(3) 令和2年度の検討事項及びスケジュールについて

事務局より資料3「令和2年度の検討事項及びスケジュールについて」に基づき説明

【主な発言等】

- ・ 世田谷区、江戸川区、荒川区より、来年度開設する児童相談所について資料を用いて説明